

介護給付費適正化事業年次計画 大曲仙北広域市町村圏組合

令和4年9月15日

□第8期介護保険事業計画において定めている、当組合の介護給付費適正化事業の目標の達成に向けて、年間の実施計画を策定する。  
前年度の実施状況を分析し、翌年度の計画に反映させる。

■令和4年度

	令和3年度実施状況	課題等分析結果	令和4年度実施計画
1. 要介護認定の適正化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全調査における保険者調査の実施割合 (6,453件/7,433件、86.8%)</li> <li>・調査項目の解釈及び判断統一のため、保険者による、認定調査票の全件点検を実施した。また、専従調査員の定例会議を行い(月1回)情報共有を行った。</li> <li>・「業務分析データ」を活用し、全国及び秋田県平均との比較や各調査項目の判断にばらつきがないかの確認は行ったが、当保険者における課題の把握、検証までではできなかった。</li> <li>・委託認定調査員の調査技能の向上を目的に、保険者主催のスキルアップ研修会を令和3年11月に実施した。【対象：管内居宅介護支援事業所で、調査に従事している介護支援専門員】</li> <li>・例年参加していた県主催の認定調査員現任研修は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、実施が見送られた。専従調査員を対象とした、外部講師(大崎市高齢者包括支援センター職員)を招いての勉強会を令和3年8月に実施した。【内容：ケアマネハンドブック2021年度版の内容について】</li> </ul>	<p>公正な認定調査のために、</p> <p>①保険者点検・指導の継続及び研修会開催等による、委託調査員の調査技能向上を図る。</p> <p>②「業務分析データ」の活用及び研修等での情報収集により、専従調査員の認定調査の質の向上、認定調査の標準化を図る。</p> <p>以上の取り組みが必要と考えられる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査項目の解釈及び判断統一のため、引き続き保険者による、認定調査票の全件点検を実施する。</li> <li>・専従調査員の定例会議を行い(月1回)情報共有する。</li> <li>・「業務分析データ」を活用し、各調査項目の判断において、全国及び秋田県平均と大きなズレがないかの比較・確認を行い、当保険者における課題を把握、検証する。</li> <li>・委託調査員の調査技能を向上させることを目的に、保険者主催のスキルアップ研修会を開催する。(年1回)</li> <li>・インターネット上で提供される認定調査員向けeラーニングシステムを活用することにより、調査員各々が自身の理解度を把握すると共に、調査技能の向上を図る</li> </ul>
2. ケアプランの点検	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象の事業所の選定にケアプラン分析システムを活用した。</li> <li>※点検対象プランの選定について</li> <li>①同一法人(グループ法人)内での利用が多い</li> <li>②事業所内で作成しているプランのサービスの種類に偏りがある</li> <li>③要介護度が高いにも関わらず、利用しているサービスが少ない</li> <li>④介護度が低い限度額いっぱい利用している</li> <li>⑤有料老人ホームに入居し、訪問介護を限度額いっぱい利用している</li> <li>その他、ケアプラン点検「受講なし」で「希望あり」のケアマネジャーを優先的に対象とした【実施件数18件】(内訳)</li> <li>居宅介護支援事業所 16件</li> <li>小規模多機能型居宅介護事業所 2件</li> </ul>	<p>点検後の対象ケアマネジャーに対するアンケートでは、点検に対する好意的な意見が殆どであった。概ね所要の目的は達成された。以下、同アンケートから主な「気づき」の抜粋</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アセスメントの重要性</li> <li>・アセスメントからプランへの連動性</li> <li>・個性のあるプランになっていなかった</li> </ul>	<p>○目的 ケアプランがケアマネジメントのプロセスを踏まえた「自立支援」に資する適切なものとなっているか検証しながらケアマネジャーの「気づき」を促し、ケアマネジメントの質の向上を図る。</p> <p>○対象の選定方法 ケアプラン分析システムにおいて、限度額(要介護度)に対する計画率や、サービス種類数等の指標に注目する。例えば、有料老人ホームに入居し、訪問介護を限度額いっぱい利用している方など。</p> <p>○実施予定件数 18件</p>
3. 住宅改修等の点検	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅改修の点検 事前申請書類において介護保険の給付要件に合致するかどうか確認できなかったケースについて、現地確認を実施(1件 介護保険の給付対象であると判断)</li> <li>・福祉用具利用実態調査 不適切な福祉用具の利用が考えられる方を対象に聞き取り調査を実施(1件 介護保険の給付対象であると判断)</li> <li>住宅改修の点検、福祉用具利用実態調査ともに、構成自治体のリハビリ専門職との調整がつかず、当年度は意見をもらうことはできなかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅改修の点検および福祉用具利用実態調査について、点検を行う体制が整い、実施することができた。引き続き、点検・調査をしていく。</li> </ul>	<p>構成自治体または外部のリハビリ専門職等の職員と連携をとり、必要に応じて専門的な意見をもらう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅改修の点検 実施方法は前年度と同様に、事前申請書類において介護保険の給付要件に合致するかどうか確認できなかったケースについて、現地確認を実施する。(見込み件数 2~3件程度)</li> <li>・福祉用具利用実態調査 実施方法は前年度同様に、不適切な福祉用具の利用が考えられる方を対象とする。聞き取り調査項目の見直しを行う。(見込み件数 2~3件程度)</li> </ul>
4. 縦覧点検・医療情報との突合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国保連への委託により実施</li> <li>・請求に関する介護保険事務所への問い合わせに対しては、指導を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務の効率化につながり、引き続き国保連への委託による実施が適当と考えられる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前年度に引き続き、国保連への委託を行うが、事業所の過誤等の問い合わせについては、解釈について説明するなど適切な請求への意識付けを行っている。</li> </ul>
5. 介護給付費通知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年4月~12月の要介護認定更新申請の勧奨通知対象者に直近3ヶ月の給付実績を同封し、送付。(送付件数2,899件)</li> <li>・上記対象にならなかった受給者について、12月末に直近3ヶ月分の給付実績を送付。(送付件数6,088件)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過誤の発見につながるようなケースはなかったが、問い合わせが数件あったことから、ある程度の効果はあったと思われる。</li> </ul>	<p>介護サービス等を利用している全受給者に年に1回は給付費通知を送付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年4月~12月の要介護認定更新申請の勧奨通知対象者に直近3ヶ月の給付実績が記載された通知を送付する。</li> <li>・上記対象にならなかった受給者には12月末を別途に直近3ヶ月分の給付実績を送付する。</li> </ul>